

入札説明書

令和8年札幌市告示第597号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年2月9日

2 契約担当部局

〒060-8501 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課管理係

電話 011-350-5738(FAX 011-643-1701)

メールアドレス yuso.center @city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

施設清掃業務(旧・中央区民センター施設)

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

旧・中央区民センター施設(札幌市中央区南2条西10丁目)

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物清掃業」に登録されており、かつ、B又はCの等級区分に該当する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のう

ち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が札幌市内として登録されている者で、かつ、その本店(札幌市内の事業部門を含む。)において次の要件を満たしている者であること。

ア 建物清掃業(中分類)に係る令和8~11年度の定時登録申請を行い、その結果として「競争入札参加資格認定通知書」を受領している者であること。

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に基づく建築物清掃業又は同第8号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録(有効期間の更新手続き中のものを含む。)を、札幌市内の本店所在地にて受付、かつ、その登録の有効期間内に以下5(2)の入札書提出期限日が含まれている者であること。

ウ 社会保険適用事業所の証として、入札告示日前後に納付期限が到来している3か月分の被用者(健康、厚生年金、介護)保険料の納付証書(領収書)又は領収済通知書の写しが提出できること。

エ 労働保険の加入事業者の証として、入札告示日前後に納付期限が到来している全期分(分割納付の場合3期分)の労働(労災及び雇用)保険料の納付証書(領収書)又は領収済通知書の写しが提出できること。

(8) 本公告に示した清掃業務の遂行に関する賠償責任保険(参加者が請負う清掃業務すべてが補償対象となるものに限る。)に加入していること。ただし、次に該当するものを除く。

ア 個別業務のみを補償対象とした損害賠償責任保険

イ 入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険(更新を除く。)

(9) 入札告示日を起点とした過去5年間において、仕様書に掲げる清掃対象延床面積以上(建物外部を除く)の建物清掃業務の履行実績が1年以上(受託者の指揮命令下のもと従事者が日常的に当該業務を行うものに限る。)を有すること。

(10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(9)に定める資格について、次のとおりとする。

ア 上記(7)アの要件:当該組合

イ 上記(7)イ及び(9)の要件:当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員。以下のウにおいて同じ。)のいずれか

ウ 上記(7)ウ、エ及び(8)の要件:組合員のすべて

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限
令和8年2月24日(火)午前10時00分(送付による場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所
令和8年2月24日(火)午前11時00分
札幌市デジタル戦略推進局会議室

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎地下1階)

(4) 入札書の提出方法(一同に会する入札は原則行わない。)

ア 入札書は、別紙1様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年2月24日午前11時00分開札「施設清掃業務(旧・中央区民センター施設)」の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「施設清掃業務(旧・中央区民センター施設)」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他 の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和8年2月17日(火)午後3時までの間に提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和8年2月18日(水)以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、デジタル戦略推進局スマートシティ推進部ホームページに掲載する。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいづれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に委任状(別紙2)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、上記5(3)の場所において行う。

イ 開札をした場合において、入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領(平成24年1月11日財務局理事決裁)に基づき最低制限価格を設定する。(別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照)

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。(事後審査方式)

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(9)イに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類(別記2参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めるることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙3)を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙4のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因となつた事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。